

令和6年2月21日提出

# 令和6年2月定例県議会報告事項

鳥 取 県

## 目 次

|         |   |    |
|---------|---|----|
| 報告第 1 号 | 議会の委任による専決処分 <sup>の</sup> 報告について……………             | 1  |
|         | (1) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………                 | 2  |
|         | (2) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………                 | 4  |
|         | (3) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………                 | 6  |
|         | (4) 職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正す<br>る条例……………      | 8  |
|         | (5) 鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一<br>部を改正する条例…………… | 10 |
|         | (6) 鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例……………                      | 13 |
|         | (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………                 | 15 |
|         | (8) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について……………                 | 17 |
| 報告第 2 号 | 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数について……………                | 19 |
| 報告第 3 号 | 長期継続契約の締結状況について……………                              | 20 |



## 報告第1号

### 議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

## (1) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

米子市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、人身損害に対する損害賠償金110,202円を支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和5年9月21日

#### (2) 事故発生場所

米子市立町二丁目地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県米子警察署所属の職員が、公務のため和解の相手方を同乗させて小型乗用自動車を運転中、駐車場に進入するため後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、後方の電柱に衝突し、和解の相手方が負傷したものである。

## (2) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

鳥取市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金173,151円を支払うものとする  
こと。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和5年9月23日

#### (2) 事故発生場所

鳥取市本町一丁目地内

#### (3) 事故の状況

鳥取県鳥取警察署所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を緊急自動車として運転中、交差点を左折しようとした際、運転操作を誤り、対向車線で同緊急自動車接近のため停止していた和解の相手方所有の軽乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

### (3) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

#### 1 和解の相手方

鳥取市 企業

#### 2 和解の要旨

県側の過失割合を8割とし、県は、損害賠償金536,800円を支払うものとするこ  
と。

#### 3 事故の概要

##### (1) 事故発生年月日

令和5年10月17日

##### (2) 事故発生場所

鳥取市晩稲地内

(3) 事故の状況

鳥取県警察本部警備部警備第一課所属の職員が、公務のため普通乗用自動車を運転中、路外駐車場から道路に進入しようとした際、道路を右方から進行してきた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。

#### (4) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

職員等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正後  | 改正前  |
|--|--|
| (職員等の損害賠償責任の一部免責)<br>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が | (職員等の損害賠償責任の一部免責)<br>第2条 職員等の県に対する損害を賠償する責任について、職員等が |

職務を行ううにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条の4第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 地方警務官 政令第173条の4第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア・イ 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

職務を行ううにつき善意でかつ重大な過失がないときは、職員等が賠償の責任を負う額のうち次の各号に掲げる職員等の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額を超える額を免責する。

(1) 地方警務官（警察法（昭和29年法律第162号）第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。）以外の職員等 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の職員等の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア～エ 略

(2) 地方警務官 政令第173条第1項第2号に規定する地方警務官の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官の区分に応じ、それぞれに定める数を乗じて得た額

ア・イ 略

## (5) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県婦人相談所設置条例及び鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(鳥取県婦人相談所設置条例の一部改正)

第1条 鳥取県婦人相談所設置条例（平成12年鳥取県条例第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後                    | 改 正 前               |
|--------------------------|---------------------|
| <u>鳥取県女性相談支援センター設置条例</u> | <u>鳥取県婦人相談所設置条例</u> |

|  |  |
|--|--|
| <p>(設置)</p> <p>第1条 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条第1項の規定に基づき、<u>鳥取県女性相談支援センター</u>を<u>鳥取市</u>に設置する。</p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>鳥取県女性相談支援センター</u>の所管区域は、<u>鳥取県</u>の区域とする。</p>    | <p>(設置)</p> <p>第1条 <u>売春防止法</u>（昭和31年法律第118号）第34条第1項の規定に基づき、<u>鳥取県婦人相談所</u>を<u>鳥取市</u>に設置する。</p> <p>(所管区域)</p> <p>第2条 <u>鳥取県婦人相談所</u>の所管区域は、<u>鳥取県</u>の区域とする。</p>                      |
| <p>(鳥取県建築基準法施行条例の一部改正)</p>   |  |
| <p>第2条 <u>鳥取県建築基準法施行条例</u>（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。</p>   |  |
| <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>   |  |
| <p>改正後</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、<u>女性自立支援施設</u>、<u>知的障害者援</u></p> | <p>改正前</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p>1 略</p> <p>2 病院、ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍、児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設（補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。）、精神障害者社会復帰施設、保護施設（医療保護施設を除く。）、<u>婦人保護施設</u>、<u>知的障害者援護施設</u>、</p> |

護施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、図書館、ポータルセンター、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物

3・4 略

老人福祉施設、有料老人ホーム、母子健康包括支援センター、学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ポータルセンター、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、展示場、キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、遊技場又は公衆浴場の用途に供する建築物

3・4 略

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (6) 専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、鳥取県景観形成条例の一部を改正することについて、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平井伸治

鳥取県景観形成条例の一部を改正する条例

鳥取県景観形成条例（平成19年鳥取県条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改正  | 正 | 後   | 改正  | 前 |
|---|---|---|---|---|
| (適用除外行為の追加)<br>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>(1)～(7) 略 |   | (適用除外行為の追加)<br>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>(1)～(7) 略 | (適用除外行為の追加)<br>第15条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。<br>(1)～(7) 略 |   |

(8) 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの  
ア 漁港及び漁場の整備等に関する法律（昭和25年法律第137号）  
第3条第2号へに掲げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷  
さばき所若しくは野積場において行われるもの  
イ～オ 略  
(9) 略

(8) 第13条第3号に掲げる行為で次に掲げるもの  
ア 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条第2号へに掲  
げる養殖用作業施設又は同号トに掲げる荷さばき所若しくは野  
積場において行われるもの  
イ～オ 略  
(9) 略

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## (7) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

甲 国

乙 東京都港区 企業

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償金550,245円を甲に、568,320円を乙に、それぞれ支払うものとする。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和5年1月30日

#### (2) 事故発生場所

東伯郡琴浦町大字槻下地内

(3) 事故の状況

鳥取県農林水産部畜産振興局畜産課所属の職員が、公務のため賃貸借契約により和解の相手方乙から借り受けている軽乗用自動車を運転中、路面の積雪によりスリップして、和解の相手方甲が設置するワイヤーロープ式防護柵に接触し、同車両及び同ワイヤーロープ式防護柵を破損させたものである。

## (8) 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、法律上県の義務に属する県有施設の管理の瑕疵による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分をする。

令和6年2月5日

鳥取県知事 平 井 伸 治

損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について

法律上県の義務に属する道路の管理の瑕疵による損害賠償について、次のとおり和解し、及び損害賠償の額を定める。

### 1 和解の相手方

米子市 個人

### 2 和解の要旨

県側の過失割合を2割とし、県は、損害賠償金12,968円を支払うものとするこ  
と。

### 3 事故の概要

#### (1) 事故発生年月日

令和5年4月1日

#### (2) 事故発生場所

米子市河崎地内

#### (3) 事故の状況

和解の相手方が、一般県道両三柳西福原線の歩行者用道路を通行中、側溝の蓋の欠けている部分に躓いて転倒し、腕時計等が破損するとともに、和解の相手方が負傷したものである。

## 報告第2号

### 地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数 について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第54条第2項の規定に基づき、地方独立行政法人鳥取県産業技術センターの常勤職員数を次のとおり本議会に報告する。

令和6年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

（令和6年1月1日現在）

| 常 勤 職 員 の 区 分                | 人 数 |
|------------------------------|-----|
| 1 常時勤務に服することを要する職員           | 48人 |
| 2 常時勤務に服することを要しない職員で政令で定めるもの | 0人  |

## 報告第 3 号

### 長期継続契約の締結状況について

鳥取県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 17 年鳥取県条例第 12 号）第 3 条の規定に基づき、次のとおり本議会に報告する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

| 番号 | 契約所属名                   | 種類       | 契約対象物品           | 数量       | 契約の相手方  | 契約金額 円  | 契約期間                      | 設置場所等                          |
|----|-------------------------|----------|------------------|----------|---|---|---------------------------|--------------------------------|
| 1  | 政策戦略本部政策戦略局総合統括課        | 物品<br>保守 | ノートパソコン          | 1台       | 鳥取市商栄町221番地1<br>株式会社愛進堂                           | 279,840   | 令和6年1月10日<br>～令和10年2月18日  | 鳥取県政策戦略本部政策戦略局総合統括課            |
| 2  | 政策戦略本部政策戦略局名古屋代表部       | 物品<br>保守 | 複合機              | 1台       | 名古屋市中区栄一丁目12番17号<br>富士フイルムビジネスイノベーション<br>ジャパン株式会社 | 月当たり賃借料<br>1,200円<br>及び使用1枚当たり<br>黒<br>1.55円<br>カラー<br>15.00円 | 令和6年1月1日<br>～令和9年12月31日   | 鳥取県政策戦略本<br>部政策戦略局名古屋代表部       |
| 3  | 政策戦略本部デジタル局デジタル改革課      | 物品       | ノートパソコン          | 50台      | 米子市両三柳328番地<br>株式会社ケーオウエイ                         | 935,979   | 令和6年1月15日<br>～令和7年3月31日   | 鳥取県政策戦略本<br>部デジタル局デジタル改革課      |
| 4  | 地域社会振興部文化財局とつとり弥生の王国推進課 | 物品<br>保守 | 複合機              | 1台       | 鳥取市本町一丁目203番地4<br>株式会社金居商店                        | 月当たり賃借料<br>3,000円<br>及び使用1枚当たり<br>黒<br>3.00円<br>カラー<br>13.00円 | 令和6年1月12日<br>～令和6年9月30日   | 鳥取県立青谷かみ<br>じち史跡公園             |
| 5  | 地域社会振興部文化財局とつとり弥生の王国推進課 | 物品<br>保守 | ノートパソコン          | 1台       | 鳥取市本町一丁目203番地4<br>株式会社金居商店                        | 908,160   | 令和6年3月1日<br>～令和10年2月29日   | 鳥取県立青谷かみ<br>じち史跡公園             |
| 6  | 福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課      | 物品<br>保守 | ノートパソコン<br>プリンター | 2台<br>1台 | 米子市両三柳2371番地8<br>NX・TCリース&ファイナンス株式会社<br>山陰営業所     | 2,096,160   | 令和5年12月27日<br>～令和10年3月15日 | 鳥取県福祉保健部<br>ささえあい福祉局<br>福祉保健課  |
| 7  | 喜多原学園                   | 物品<br>保守 | ノートパソコン          | 1台       | 米子市両三柳328番地<br>株式会社ケーオウエイ                         | 197,340   | 令和6年1月1日<br>～令和8年2月28日    | 鳥取県立喜多原学<br>園                  |
| 8  | 商工労働部商工政策課              | 物品<br>保守 | ノートパソコン          | 1台       | 鳥取市商栄町221番地1<br>株式会社愛進堂                           | 237,600   | 令和6年1月9日<br>～令和10年1月8日    | 鳥取県商工労働部<br>商工政策課              |
| 9  | 商工労働部企業支援課              | 物品<br>保守 | ノートパソコン          | 2台       | 鳥取市商栄町221番地1<br>株式会社愛進堂                           | 440,234   | 令和6年2月19日<br>～令和6年7月31日   | 鳥取県商工労働部<br>企業支援課              |
| 10 | 西部総合事務所                 | 物品<br>保守 | ノートパソコン          | 1台       | 米子市両三柳5031番地<br>株式会社衣笠商会 米子支店                     | 205,920   | 令和6年2月22日<br>～令和10年3月31日  | 鳥取県西部総合事<br>務所農林局西部農<br>業改良普及所 |

| 番号 | 契約所属名   | 種類       | 契約対象物品  | 数量 | 契約の相手方                        | 契約金額 円  | 契約期間                     | 設置場所等                                  |
|----|---------|----------|---------|----|-------------------------------|---------|--------------------------|--|
| 11 | 西部総合事務所 | 物品<br>保守 | ノートパソコン | 1台 | 米子市西三柳5031番地<br>株式会社衣笠商会 米子支店 | 200,640 | 令和6年1月29日<br>～令和10年3月31日 | 鳥取県西部総合事務<br>所農林局西部農業<br>改良普及所<br>大山支所 |

この冊子は115部作成し、1部当たりの印刷単価は520円です。